

和 資 号 外
令和 2 年 1 0 月 2 8 日
(2 0 2 0 年)

各 位

和歌山市長 尾 花 正 啓
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却
資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する
申告書の提出について

平素は、本市の税務行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している中小事業者等への税負担を軽減するため、事業用家屋に対する固定資産税と都市計画税、償却資産に対する固定資産税を令和 3 年度分に限り軽減します。

つきましては特例措置を受けるために事前に、認定経営革新等支援機関等の確認を受け、令和 3 年 1 月 4 日 (月) から令和 3 年 2 月 1 日 (月) まで (期限厳守) の間に必要書類とともに申告 (提出) していただく必要がありますのでご周知をお願いします。

なお、やむを得ない理由により期限までに申告 (提出) ができないときは、令和 3 年 2 月 1 日 (月) までに必ず連絡をしてください。期限までに連絡がない場合は、特例措置を受けることができない場合があります。

申告書に添付する書類：認定支援機関に提出した書類と同じもの (コピー可)
添付書類の詳細につきましては中小企業庁の HP を参照ください。

(手続について) https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200729zeisei_scheme.pdf

(Q & A) https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200716zeisei_qa.pdf

〒 6 4 0 - 8 5 1 1

和歌山市七番丁 2 3 番地

和歌山市財政局税務部資産税課

家屋第 2 班 山部

管理償却班 権藤

T E L : 073 - 435 - 1210 (事業用家屋)

T E L : 073 - 435 - 1037 (償却資産)

F A X : 073 - 435 - 1260

E - mail : shisanzei@city.wakayama.lg.jp